

第二章 登録・認定システム

- 1．生産情報公表農産物の日本農林規格
- 2．生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準
- 3．生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準
- 4．生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法
- 5．格付けの表示の様式及び表示の方法

第二章 登録・認定システム

1. 生産情報公表農産物の日本農林規格

制定 平成17年 6月30日農林水産省告示第 1163号

改正 平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号

(目的)

第1条 この規格は、生産情報公表農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
生 産 情 報	<p>農産物の生産に係る次に掲げる情報をいう。</p> <p>(1) 生産者（ほ場及び栽培施設（以下「ほ場等」という。）における栽培管理を行う者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称、住所及び連絡先（認定生産行程管理者（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。）の情報を公表する場合にあっては、当該認定生産行程管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに生産者の氏名又は名称及び住所）</p> <p>(2) ほ場等の所在地</p> <p>(3) 収穫期間</p> <p>(4) 生産者が使用した農薬（農産物の生産に用いた種苗に使用された農薬を含み、特定農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項ただし書に規定する特定農薬をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の用途別分類、種類及び使用回数（複数ほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の農薬の使用回数が異なる場合にあっては、最多使用回数及び最少使用回数）</p> <p>(5) 生産者が使用した特定農薬の用途別分類、種類及び使用回数（複数ほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において使用された同一種類の特定農薬の使用回数が異なる場合にあっては、最多使用回数及び最少使用回数）</p>

	<p>(6) 生産者が施用した肥料（土壌改良資材（地力増進法施行令（昭和59年政令第299号）に規定する土壌改良資材をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の肥料の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）</p> <p>(7) 生産者が施用した土壌改良資材の種類及び施用量（複数のほ場等において生産された農産物に同一の農産物識別番号を付す場合であって、かつ、当該ほ場等において施用された同一種類の土壌改良資材の施用量が異なる場合にあつては、最多施用量及び最少施用量）</p> <p>(8) 生産者が使用又は施用した(4)から(7)までの生産資材以外のものの名称及びその使用又は施用の目的</p>
生産情報公表農産物	次条から第6条までの規格に適合する農産物をいう。
農産物識別番号	同一の生産情報及び第5条に掲げる情報を有する農産物を識別するために必要な番号又は記号で認定生産行程管理者が農産物ごとに定めるものをいう。
化学合成農薬	農薬のうち化学的に合成されたもの（フェロモン剤（農産物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤をいう。）を除く。）をいう。
化学肥料	肥料のうち化学的に合成されたものをいう。
窒素成分量	生産者が施用した化学肥料に含まれる窒素成分の総量を10アール当たりの量に換算した量をいう。

（生産情報公表農産物の規格）

第3条 生産情報公表農産物の生産の方法についての基準は、生産情報を農産物識別番号ごとに正確に記録するとともに、その記録を保管し、事実即して公表していることとする。

第4条 生産情報公表農産物の品質に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表 示 事 項	<p>次に掲げる事項を表示してあること。ただし、(2)に掲げる事項にあつては、生産情報が、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に事実即して表示されている場合には、省略することができる。</p> <p>(1) 農産物識別番号</p> <p>(2) 生産情報の公表の方法</p>

表示の方法	<p>生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)第3条第1項第1号又は玄米及び精米品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第515号)第3条第1項第1号に掲げる事項、農産物識別番号及び生産情報の公表の方法の表示は、次に規定する方法により行われていること。</p> <p>(1) 名称 その内容を表す一般的な名称に近接して「生産情報公表農産物」と記載すること。</p> <p>(2) 農産物識別番号 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p> <p>(3) 生産情報の公表の方法 ファックス番号、ホームページアドレス等生産情報を入手するために必要な連絡先を、小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に記載してあること。</p>
表示禁止事項	表示事項の基準に掲げる事項及び前条の規定により公表された生産情報の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

(化学合成農薬削減割合等の規格)

第5条 認定生産行程管理者は、第3条の公表のほか、次に掲げる情報を公表することができる。

(1) 次の計算式により計算した化学合成農薬の削減割合(以下「化学合成農薬削減割合」という。)

$$\text{化学合成農薬削減割合} = \left(1 - \frac{A}{B} \right) \times 100$$

A = 農産物に現に使用した化学合成農薬の使用回数

B = 農産物の栽培地の属する地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。以下同じ。)の区域において当該農産物に使用される化学合成農薬の平均的な使用回数を考慮して地方公共団体が定める化学合成農薬の使用回数(以下「平均使用回数」という。)

(注) 化学合成農薬削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) 次の計算式により計算した化学肥料の削減割合(以下「化学肥料削減割合」という。)

$$\text{化学肥料削減割合} = \left(1 - \frac{C}{D} \right) \times 100$$

C = 農産物に現に施用した化学肥料の窒素分量

D = 農産物の栽培地の属する地方公共団体の区域において当該農産物に施用される化学肥料の平均的な窒素分量を考慮して地方公共団体が定める化学肥料の窒素分量(以下

「平均窒素分量」という。)

(注) 化学肥料削減割合に十分の一未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

- 2 化学合成農薬削減割合を公表する場合には、当該化学合成農薬の削減割合の計算に用いた平均使用回数及び平均使用回数が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。
- 3 化学肥料削減割合を公表する場合には、現に施用した化学肥料の窒素分量を農産物識別番号ごとに正確に記録し、その記録を保管し、事実即して公表するとともに、当該化学肥料削減割合の計算に用いた平均窒素分量及び平均窒素分量が定められた地方公共団体の名称を併せて公表しなければならない。

第6条 化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合に関する表示の基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
表 示 事 項	次に掲げる事項のいずれか又はすべてを表示してあること。 (1) 化学合成農薬削減割合 (2) 化学肥料削減割合
表 示 の 方 法	化学合成農薬削減割合及び化学肥料削減割合の表示は、次に規定する方法により行われていること。 (1) 化学合成農薬削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学合成農薬削減割合： 割(対 平均使用回数比)」と記載すること。 (注) には整数を、 には化学合成農薬削減割合の算定に使用した平均使用回数を定めた地方公共団体の名称を記載すること。 (2) 化学肥料削減割合 小売業者以外の販売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状、納品書等に、小売業者にあつては容器若しくは包装の見やすい箇所又は農産物に近接した掲示その他見やすい場所に「化学肥料削減割合： 割(対 平均窒素分量比)」と記載すること。 (注) には整数を、 には化学肥料削減割合の算定に使用した平均窒素分量を定めた地方公共団体の名称を記載すること。
表 示 禁 止 事 項	表示事項の基準に掲げる事項の内容と矛盾する用語を表示していないこと。

2. 生産情報公表農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準

制定 平成17年7月29日農林水産省告示第1258号

改正 平成18年2月22日農林水産省告示第186号

一 生産及び保管に係る施設

1 生産に係る施設

生産に係る記録をする場所が、生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号。以下「日本農林規格」という。）第2条に規定する生産情報及び同規格第5条に規定する情報（以下「生産情報等」という。）の記録をするに際し、他の記録と区分して行うのに支障のない広さ及び構造であること。

2 保管に係る施設

- (1) 日本農林規格に従って生産された農産物を、他の農産物と区別して保管するのに支障のない広さ及び構造であること。
- (2) 生産情報等の記録について、他の記録と区別して3年間保管するのに支障のない広さ及び構造であること。

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

- 1 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせている場合における外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理をいう。）を含む。以下同じ。）又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）に、次に掲げる職務を行わせること。
 - (1) 生産行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進
 - (2) 日本農林規格第2条に規定する農産物識別番号（以下「農産物識別番号」という。）に対応させて、生産情報等を一元的に記録し、及びその記録を保管すること。
 - (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導
- 2 生産者（生産行程管理者の職員又は外注管理の受託者であって、ほ場及び栽培施設における栽培管理を行う者をいう。（1）において同じ。）に、次に掲げる職務を行わせること。
 - (1) 当該農産物の生産情報等を記録し、これを生産行程管理担当者に提出すること。ただし、生産者と生産行程管理者とが同一の者であるときは、この限りでない。
 - (2) 生産行程に異常等が生じた場合には、生産行程管理担当者に報告し、当該生産行程管理担当者の指示により必要な措置を講ずること。
- 3 生産情報等の公表を担当する者に、生産情報等を農産物識別番号ごとに格付が行われた日から3年以上（農産物識別番号に対応する生産情報公表農産物のすべてが格付が行われた日から最終消費者に販売された日までの日数と当該生産情報公表農産物の特性を考慮して内部規程で定めた日数との合計日数が3年未満であるときは、当該合計日数以上）公表させること（生産情報等以外の情報を公表する場合にあっては、生産情報等とそれ以外の情報とに分

けて公表させること。)

- 4 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 生産情報等の記録、保管及び公表に関する事項
 - (2) 農産物の輸送、選別、保管、包装、出荷その他の工程に関する事項
 - (3) 年間の生産計画の策定及び当該計画の登録認定機関又は登録外国認定機関への通知に関する事項
 - (4) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 5 内部規程に基づいて生産行程の管理又は把握を適切に行い、生産情報等の記録及び当該記録の根拠となる書類を農産物の格付が行われた日から3年以上保持するとともに、生産情報等を当該農産物の格付が行われた日から3年以上（農産物識別番号に対応する生産情報公表農産物のすべてが格付が行われた日から最終消費者に販売された日までの日数と当該生産情報公表農産物の特性を考慮して内部規程で定めた日数との合計日数が3年未満であるときは、当該合計日数以上）公表すること。
- 6 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程管理担当者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者の資格及び人数

生産行程管理担当者として、次のいずれかに該当する者であって、適正な生産行程の管理又は把握を行うものが1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校で農産物の生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、農産物の生産、生産の指導又は試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、農産物の生産、生産の指導又は試験研究に3年以上従事した経験を有するもの
- (3) 農産物の生産、生産の指導又は試験研究に5年以上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人である場合には、その者が生産行程管理責任者として、登録認定機関又は登録外国認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において農産物の生産情報等に係る管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が2人以上置かれている場合には、生産行程管理責任者として、生産行程管理担当者の中から、講習会において農産物の生産情報等に係る管理又は把握に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次に掲げる事項について、格付に関する規程（2において「格付規程」という。）を具体的

かつ体系的に整備していること。

- (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項
 - (3) 格付後の農産物の出荷又は処分に関する事項
 - (4) 記録の作成及び保存に関する事項
 - (5) 生産情報等に関する事項と表示方法の内容が対応することに関する具体的事項
 - (6) 登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に基づいて格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが确实と認められること。
 - 3 農産物に付与する農産物識別番号の伝達が的確に行われることが确实と認められること。
 - 4 生産情報公表農産物の表示が日本農林規格第4条及び第6条に規定する基準に従い、的確に行われることが确实と認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付を担当する者の資格及び人数

格付を担当する者(2において「格付担当者」という。)として、三の1の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当する者であって、講習会において生産情報公表農産物に係る格付に関する課程を修了し、かつ、適正な格付を行うものが1人以上置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が2人以上置かれている場合には、格付責任者として、格付担当者の中から、講習会において農産物の生産情報等に係る格付に関する課程を修了したものが1人選任されていること。

3. 生産情報公表農産物についての小分け業者の認定の技術的基準

制定 平成17年7月29日農林水産省告示第1259号

改正 平成18年2月22日農林水産省告示第186号

一 小分けし及び格付の表示を付するための施設

1 小分けのための施設

農産物を区別して小分けを行うのに支障のない広さ及び構造であること。

2 格付の表示のための施設

証票の管理のための施設であること。

二 小分けの実施方法

1 三の2に規定する小分け責任者に、次に掲げる職務を行わせていること。

(1) 小分けに関する計画の立案及び推進

(2) 小分けの行程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

2 次に掲げる事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

(1) 農産物の受入れ及び保管に関する事項

(2) 小分け前の農産物の格付の表示の確認に関する事項

(3) 小分け後の農産物の格付の表示に関する事項

(4) 小分けの方法に関する事項

(5) 生産情報公表農産物の日本農林規格（平成17年6月30日農林水産省告示第1163号）第2条に規定する生産情報及び同規格第5条に規定する情報（以下「生産情報等」という。）の伝達に関する事項

(6) 小分けの実施状況についての登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に基づいて小分けを適切に行い、その管理記録（2の(1)から(3)までに掲げる事項についての記録をいう。以下同じ。）及び当該管理記録の根拠となる書類を当該管理記録の作成の日から3年以上保持すること。

三 小分けを担当する者の資格及び人数

1 小分け担当者の資格及び人数

小分け担当者として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者で、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの

(2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

2 小分け責任者

小分け責任者として、小分け担当者の中から、登録認定機関又は登録外国認定機関の指定する講習会（五において「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了したものが1人選任されていること。

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 格付の表示の実施方法

(1) 次に掲げる事項について、格付の表示に関する規程（(2)において「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

ア 格付の表示に関する事項

イ 生産情報等の伝達に関する事項

ウ 生産情報公表農産物の出荷又は処分に関する事項

エ 記録の作成及び保存に関する事項

オ 登録認定機関又は登録外国認定機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項

(2) 格付表示規程に基づいて格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。

五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付表示担当者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

4 . 生産情報公表農産物の生産行程についての検査方法

制定 平成17年 7月29日農林水産省告示第1260号

改正 平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号

(適用の範囲)

第1条 この検査方法は、認定生産行程管理者(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条第2項又は同法第19条の3第2項の規定による認定を受けた生産行程管理者をいう。以下同じ。)が行う生産情報公表農産物の生産行程についての検査に適用する。

(生産行程についての検査)

第2条 生産情報公表農産物の日本農林規格(平成17年6月30日農林水産省告示第1163号。以下「日本農林規格」という。)第2条に規定する生産情報(以下「生産情報」という。)を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者が農産物の日本農林規格第2条に規定する農産物識別番号(以下「農産物識別番号」という。)ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 当該農産物の農産物識別番号ごとの生産行程の管理記録(生産情報についての記録をいう。以下同じ。)の作成及び保管が適正であることの確認
- 二 当該生産行程の管理記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確認
- 三 当該農産物について公表されている事項が事実に即したものであるか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認
- 四 当該生産行程の管理記録が当該認定生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認

第3条 生産情報及び日本農林規格第5条第1項第1号の規定により計算された化学合成農薬削減割合(以下単に「化学合成農薬削減割合」という。)を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者が農産物の農産物識別番号ごとに、前条に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学合成農薬削減割合に関する記録「化学合成農薬削減割合」、「平均使用回数(日本農林規格第5条第1項第1号に規定する平均使用回数をいう。第三号において同じ。)」及び「地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。以下同じ。)の名称(日本農林規格第5条第2項に規定する地方公共団体の名称をいう。以下この項において同じ。)」についての記録をいう。以下同じ。)の作成及び保管が適正であることの確認
- 二 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確認
- 三 当該農産物について公表されている化学合成農薬削減割合、平均使用回数及び地方公共団体の名称が事実に即したものであるか否かについての当該化学合成農薬削減割合に関する記録の調査による確認
- 四 当該化学合成農薬削減割合に関する記録が当該認定生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認

- 2 生産情報及び日本農林規格第5条第1項第2号の規定により計算された化学肥料削減割合（以下単に「化学肥料削減割合」という。）を公表する生産情報公表農産物の生産行程についての検査は、当該認定生産行程管理者が農産物の農産物識別番号ごとに、前条に掲げるところによるほか、次に掲げるところにより行うものとする。
- 一 当該農産物の農産物識別番号ごとの化学肥料削減割合に関する記録「化学肥料削減割合」、「現に施用した化学肥料の窒素分量」、「平均窒素分量（日本農林規格第5条第1項第2号に規定する平均窒素分量をいう。第三号において同じ。）」及び「地方公共団体の名称（日本農林規格第5条第3項に規定する地方公共団体の名称をいう。以下同じ。）」についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認
 - 二 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該農産物の農産物識別番号に係るものであることの確認
 - 三 当該農産物について公表されている化学肥料削減割合、現に施用した化学肥料の窒素分量、平均窒素分量及び地方公共団体の名称が事実と即したものであるか否かについての当該化学肥料削減割合に関する記録の調査による確認
 - 四 当該化学肥料削減割合に関する記録が当該認定生産行程管理者に正確に伝達されていることの確認

5. 格付けの表示の様式及び表示の方法

飲食料品及び油脂の格付けの表示の様式及び表示の方法の一部改正（抜粋）
（平成17年12月27日付け農林水産省告示第1999号）

別記様式5（第2条関係）



- (1) Aは、15mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。